5　火災予防業務

都民生活の安全・安心を確保するには火災を未然に防止することが、極めて重要です。このため、建築物の建設にかかわる事前相談や図面等の審査、危険物施設の許認可をはじめ、建築物等の危険実態に応じた防火査察の実施、自衛消防訓練の指導などを推進しています。

5－1　防火査察の実施状況

防火査察とは、建物や危険物施設等に立ち入り、消防設備の状況や防火管理の状況、危険物の取扱いの状況等について検査を行うものです。消防法令の違反があった場合は、関係者に通知して是正を促します。また、必要に応じ、行政措置（警告、命令等）をとり、出火危険や人命危険を排除します。

過去3年間の防火査察実施状況は下記のとおりです。

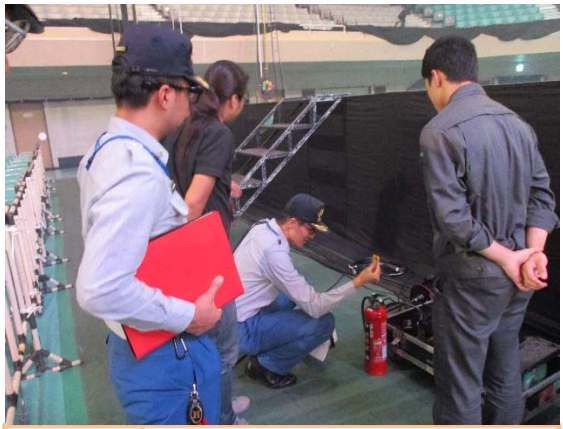

写真 32　大規模観覧施設への防火査察の様子

第 3 表　防火査察実施状況

	政令対象物（建物）	危険物施設	合計
平成 26 年中	41,480 件	1,881 件	43,361 件
平成 27 年中	41,087 件	1,786 件	42,873 件
平成 28 年中	40,644 件	2,264 件	42,908 件

5－2　優良防火対象物認定表示制度

「優良防火対象物認定表示制度」は、建物関係者からの申請に基づき、建物の防火安全性を審査し、防火上優良な建物であると認定された場合は、優良防火対象物認定証（通称：優マーク）を建物等に表示できる制度です。都民は、このマークにより建物の防火安全性を確認することができます。

写真 33　優良防火対象物認定証